

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	〇福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則	〇〇
告 示	〇土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域の指定を解除する件	〇〇
公 告	〇福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件	〇〇
	〇落札者を決定した件	〇〇
	〇随意契約の相手方を決定した件	〇〇

規 則

福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第七十五号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則（平成十八年福島県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

第七条第六号中「第二条第二項」を「第二条第二号」に改め、同条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第十三条第三号中「農林水産大臣」を「指定市町村の長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

福島県告示第八百九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定の一部を次のとおり解除する。

平成二十九年十二月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 指定を解除する区域

二本松市住吉七番一の一部で次の図に示す区域

二 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していなかった特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

1 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

2 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

なし

三 講じられた汚染の除去等の措置

なし（土壌汚染対策法施行規則第六条第三項の規定による土壌溶出量調査を実施した結果、土壌汚染対策法第六条第一項第一号に該当しないと認められた。）

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県北地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）

（水・大気環境課）

福島県告示第八百十号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十九年十二月十二日次のとおり指定した。

平成二十九年十二月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

売りさばき所の名称及び所在地

近藤 博

福島市土湯温泉町

平成二十九年一月二日から

行政書士 近藤事務所

字下ノ町一七番地

平成三十四年九月三〇日まで

福島市方木田字前白

（商業まちづくり課）

公 告

家五番地の一
(出納総務課)

公告第256号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県県中保健福祉事務所ほか13施設の電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年12月19日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県県中保健福祉事務所ほか13施設の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成29年11月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 F - P o w e r 東京都港区六本木一丁目8番7号
- 5 落札金額
46,671,302円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年9月15日

(保健福祉総務課)

公告第257号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（白河都市環境センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下

「特例政令」という。) 第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号) 第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年12月19日

福島県県中流域下水道建設事務所長 吉 田 裕 司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務(白河都市環境センター) 3,700t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年11月2日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本環境株式会社 東京都港区浜松町二丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
13,500円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)